

## [事案 24-36] 入院・手術給付金支払請求

・平成 25 年 3 月 21 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の虚偽の説明により、給付金が出ると信じて契約したが、責任開始前発病を理由に入院・手術給付金が不支払いとされたとして、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

以前より、募集人から申立人の母を通して生命保険への執拗な勧誘を受けており、「事故で受傷した左膝靭帯断裂につき、以前から手術を受けていること、その後も再手術を予定していること」を伝えていたが、「手術名が前と違うと給付金が出る」と言われ、平成 23 年 3 月、他社契約を解約して終身保険に契約した。しかし、予定どおり再手術にかかる給付金を請求したところ、責任開始前発病を理由に不支払とされてしまった。よって契約時の説明と異なるので、手術・入院給付金の支払いを求める。

### <保険会社の主張>

申立人が請求する給付金はいずれも責任開始時以前の事故を原因としたものであるから、本件契約の支払事由には該当しない。また、下記の事実によると、募集人が、申立人が完治しておらず手術予定であるとの説明を受けた事実はなく、手術名が違えば給付金が出ると説明した事実も存在しない。よって、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は本件契約申込直後の面接士による告知手続において、面接士に対し直接かつ自ら完治した、と告知している。
- (2) 本件契約前に存在していた申立人を被保険者とする他社の保険契約は、申立人の妹が同社を退職したことに伴って、本件契約前に解約されたものであり、本件契約とは無関係に解約されたものである。
- (3) 平成 22 年 10 月に申立人が受けた左膝肉筋鏡開鏡手術は、当然に再手術が予定される手術ではない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の母、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、本件で問題となる入院・手術の原因となる不慮の事故が責任開始時前発病であることは明らかであるが、下記の事情を踏まえると、申立人の母が募集人に対し再手術の予定があることを告げていたこと、募集人から再手術の予定があるにもかかわらず給付金が支給されると解される発言があったことは否定できないと思われることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人は、募集人が募集の際に、「手術名が異なれば給付金が支払われる」との趣旨の勧誘をしたと主張しているが、関係証拠及び事情聴取の結果によれば、次のような事実が認められる。
  - ①申立人の母と募集人とは、申立契約締結の前後を通じて、私的にも親しい間柄であったこと。
  - ②平成 22 年 10 月頃、募集人が生命保険を勧めた際、申立人の母は、募集人に対し、

膝を受傷し手術をする予定であることを告げていること。③募集人は、再手術の予定は聞いていなかったと述べるが、①②の事実から考えると、申立人の母が、左膝の受傷につき再手術の予定があることを募集人に対して告げなかったと考えることは不自然であること。

(2) 申立人が面接士の前で記入した告知書には、左膝の傷害につき、「完治」と記入していることについて、申立人は、事情聴取で、「本件傷病は（当初手術により治っており）一般人としては再手術の必要はないのであるが、自分はバスケットなどもやっけていて、よく動くので再手術の予定があると面接士に告げたところ、面接士から、「完治」である旨の記入で構わないと言われ、「完治」と記入した」と述べている。申立人の仕事も考え併せると、この供述は必ずしも不合理であるとはいえない。

(3) 申立人は、申立契約の申込日である平成23年1月と相前後して、従前から加入していた他社契約を解約しており、責任開始時前の事故については給付金が支給されないことは、募集人も申立人の母に告げており、申立人の母もそのことを知っていた以上、このことは、申立人の母が、新たに締結する申立契約により、再手術について給付金が支払われると信じていたことを窺わせるものである。